基準日設定公告

平成 25 年 11 月 19 日

株主各位

大阪市中央区高麗橋一丁目5番9号 内藤証券株式会社 代表取締役 内藤誠二郎

当社は、効力発生日を平成26年3月1日として、当社を存続会社、かざか証券株式会社 (東京都中央区日本橋兜町13-2)を消滅会社とする吸収合併(以下「本件吸収合併」と言 います)を行い、かざか証券株式会社の権利義務全部を承継することを予定しております。

本件吸収合併は、会社法 796条3項に基づき株主総会の承認決議は経ずに行います。

これに伴い、下記の3項目に係る権利を行使することができる株主を確定するため、平成25年12月4日を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載された株主をもって、各項目の権利を行使することができる株主とさせて頂きます。

記

- 1. 会社法 796 条 4 項の規定に基づき、この合併に反対する旨の通知をすることが出来る株主。
- 2. 会社法 796 条 4 項の規定に基づいて本件吸収合併について株主総会の承認決議が必要となった場合において、当該承認決議において議決権を行使することが出来る株主。
- 3. 会社法 797 条 1 項の規定に基づき、株式買取請求権を行使出来る株主。

なお、本件吸収合併について、平成 25 年 12 月 5 日に会社法 797 条 4 項に基づく合併公告を行う予定であり、上記 1. の反対通知の期限は当該合併公告の日から 2 週間以内となります。

以上